

外国人技能実習制度に係る受入状況調査

平成 28 年調査結果報告書

◇調査の概要

○調査の趣旨

道では、本道における外国人技能実習生の受入状況を把握することを目的として、平成18年から、監理団体等を対象とした「外国人技能実習制度に係る受入状況調査」を実施しており、この度、平成28年の受入状況を調査結果報告書として取りまとめた。

○調査実施期間

平成29年2月22日（水）～ 3月21日（火）

○調査対象

協同組合、農協、商工会・商工会議所など団体監理型の監理団体として、道内での技能実習生〔技能実習1号イまたはロ（1年目）・技能実習2号イまたはロ（2～3年目）〕の受入れを行っている道内外の団体、及び企業単独型で道内での技能実習生の受入れを行っている企業を調査対象としている。

○受入れを行っている回答のあった団体等

113団体等	（内訳）	協同組合	73
		農協	24
		商工会・商工会議所	4
		公益社団・財団法人	8
		企業（企業単独型）	4

○調査担当課

経済部労働政策局人材育成課（育成企画グループ）
 経済部地域経済局中小企業課（商工団体グループ）
 農政部農政課（企画グループ）
 水産林務部水産局水産経営課（担い手育成グループ）

※留意事項 ～次の点にご留意ください。～

- 1) 本調査は、関係機関などからの情報をもとに、本道で技能実習生の受入れを行っていると思われる道内外の監理団体などに調査を行ったものであり、本道における全ての実習生受入れについて把握したものではありません。
- 2) 本調査においては、調査対象である監理団体に毎回変動が見られることから、前年の調査結果を「参考値」として記載しています。
- 3) 端数処理の関係で、内訳の合計が100%とならない場合があります。

◇調査結果

1 外国人技能実習生[技能実習1号及び2号(=1～3年目)]の受入れ状況について

(1) 技能実習生(1、2、3年目)の受入数

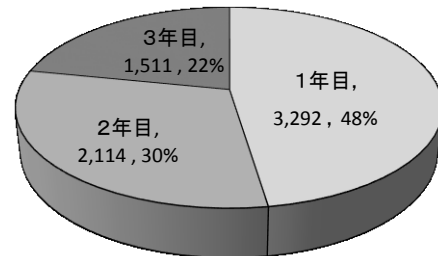
年間受入数 (H28. 1. 1～12. 31)		前年(参考値)	
1年目	3,292	3,041	
2年目	2,114	1,807	
3年目	1,511	1,364	
合計	6,917	6,212	

<参考>

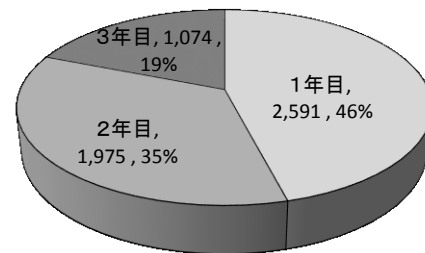
12月31日時点の在籍数		前年(参考値)	
1年目	2,591	2,303	
2年目	1,975	1,575	
3年目	1,074	978	
合計	5,640	4,856	

年間受入数は、前年比111%、705人増加し、6,917人となった。

平成28年の年間受入数



平成28年12月31日時点の在籍数



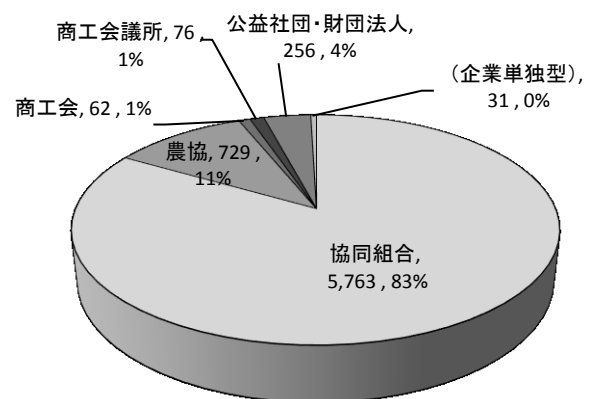
※ 年間受入数は、平成28年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に新たに受入れた技能実習生(技能実習1号)を「1年目」、技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。

また、在籍数は、平成28年12月31日に在籍していた技能実習生の人数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

(2) 監理団体等の種類別受入数

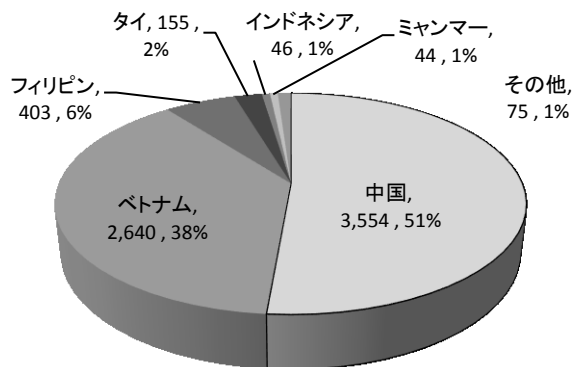
種類別受入数 (人)		前年(参考値)	
協同組合	5,763	5,193	
農協	729	802	
商工会	62	28	
商工会議所	76	53	
公益社団・財団法人	256	103	
(企業単独型)	31	33	
合計	6,917	6,212	

「協同組合」を通じて受入れられた実習生が5,763人で83%、「農協」を通じて受入れられた実習生が729人で11%を占め、両者を合わせると6,492人で94%となっている。



(3) 国籍別の受入数

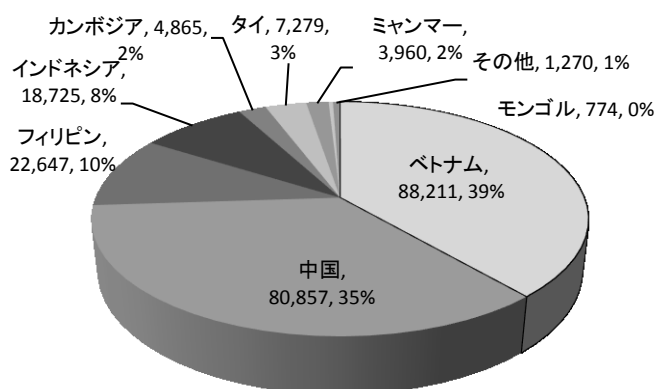
	(人)	前年(参考値)
中国	3,554	4,332
ベトナム	2,640	1,414
フィリピン	403	278
タイ	155	129
インドネシア	46	13
ミャンマー	44	0
その他	75	46
合計	6,917	6,212



中国からの受入が3,554人で51%を占め、2位のベトナムは2,640人で38%となっている。

特に、ベトナムについては対前年同期比で1,226人(87%)と大幅な増加となっている。全国ではベトナムが中国を上回っており、ベトナムの増加傾向は全国的な特徴となっている。

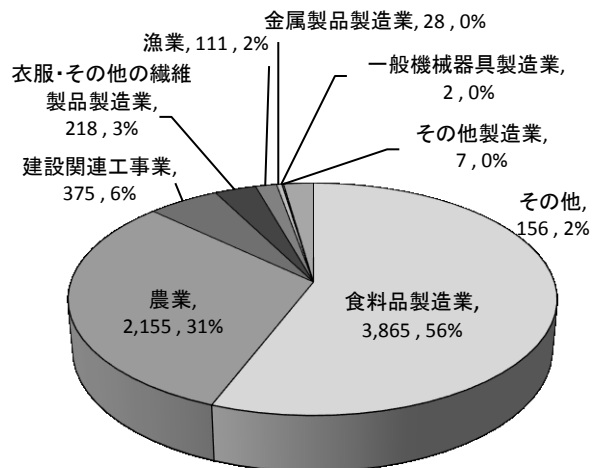
[参考(全国)]



(出典:法務省「在留外国人統計」2016年12月末)

(4) 業種別の受入数

	(人)	前年(参考値)
食料品製造業	3,865	3,608
農業	2,155	1,868
建設関連工事業	375	261
衣服・その他の繊維製品製造業	218	241
漁業	111	57
金属製品製造業	28	10
一般機械器具製造業	2	32
その他製造業	7	23
その他	156	112
合計	6,917	6,212



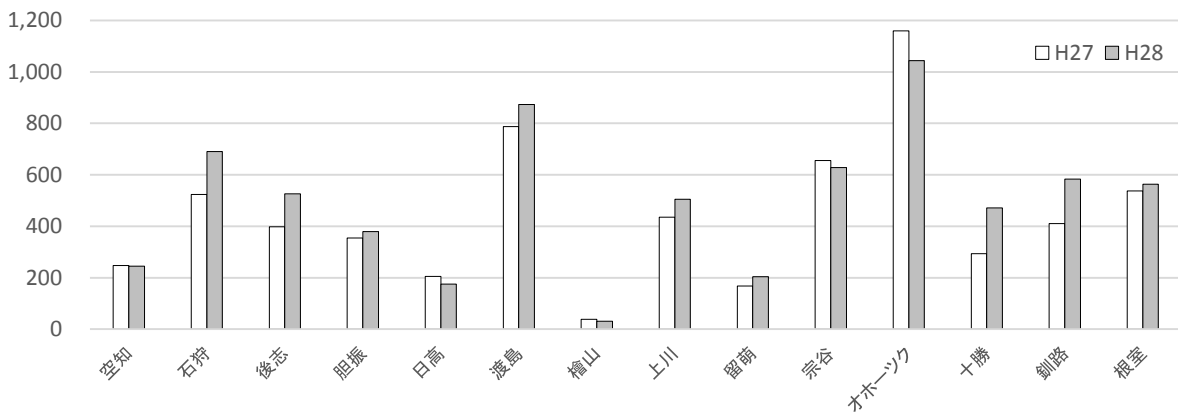
「食料品製造業」と「農業」で87%を占めている。「食料品製造業」3,865人のうち、「水産加工品製造業」が3,446人(89%)となっている。

(5) 地域別の受入数（振興局管内別）

	(人)	業種別受入数（上位3業種）					前年（参考値）	
空知	245	農業	106	衣服	59	食料品	54	247
石狩	690	食料品	329	農業	153	建設関連	125	524
後志	526	食料品	321	農業	180	建設関連	15	398
胆振	379	食料品	155	農業	144	その他	59	355
日高	175	農業	143	漁業	20	食料品	8	205
渡島	873	食料品	690	衣服	87	漁業	56	787
檜山	31	衣服	23	食料品	8	—	—	38
上川	505	農業	388	建設関連	54	食料品	39	435
留萌	204	食料品	157	漁業	33	農業	6	168
宗谷	628	食料品	577	農業	42	建設関連	9	656
オホーツク	1,044	食料品	807	農業	185	建設関連	48	1,159
十勝	471	農業	403	建設関連	35	食料品/衣服	12	293
釧路	583	食料品	363	農業	186	建設関連	28	410
根室	563	食料品	345	農業	212	建設関連/その他	3	537
合計	6,917							6,212

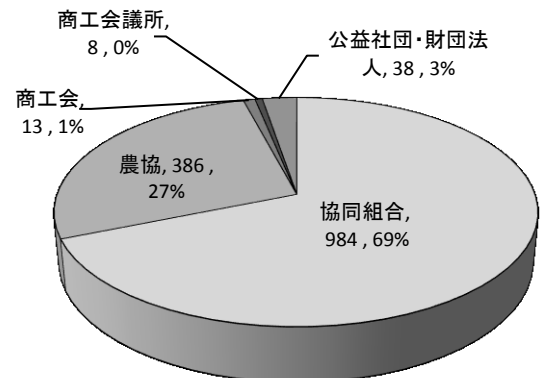
オホーツク総合振興局管内15%、渡島総合振興局管内13%、石狩振興局管内10%、宗谷総合振興局管内9%の順で受入れが多くなっている。

※ 衣服＝ 衣服・その他の繊維製造業
 食料品＝ 食料品製造業
 建設関連＝ 建設関連工事業



(6) 監理団体の種別ごとの実習実施機関数(団体監理型)

	(機関)	前年(参考値)
協同組合	984	836
農協	386	449
商工会	13	8
商工会議所	8	5
公益社団・財団法人	38	9
合計	1,429	1,307



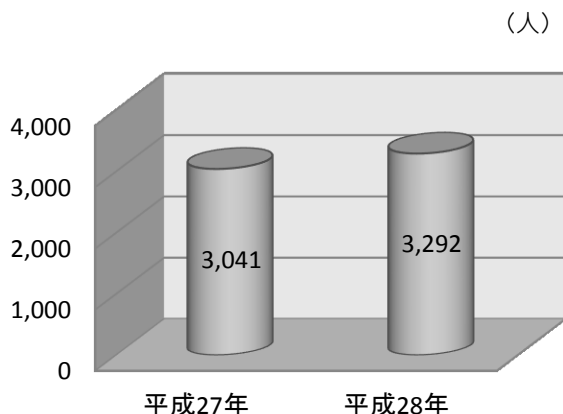
「協同組合」を通じて実習生を受け入れている実習実施機関が984機関と最も多く、次いで「農協」の386機関となっている。

2 外国人技能実習生〔技能実習1号イまたはロ(=1年目)〕の受入状況について

(1) 技能実習生〔技能実習1号イまたはロ(=1年目)〕の受入数

	(人)	前年(参考値)
年間新規受入数 (H28. 1. 1~12. 31)	3,292	3,041
H28. 12. 31日時点の在籍数	2,591	2,303

年間新規受入数は3,292人であり、前年比108%、251人の増加。
年末時点の在籍数も13%増加している。

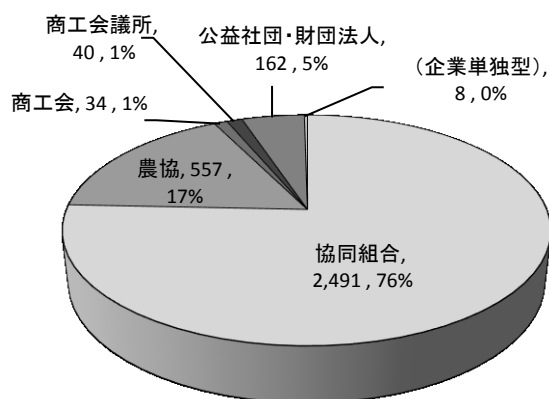


※ 年間新規受入数は、平成28年1月1日から12月31日までの間に新たに受入れた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ(=1年目)〕の人数の合計で、前年に受入れた人数(年を越えて在籍している者の数)は含まない。
また、在籍数は、平成28年12月31日に在籍していた技能実習生〔技能実習1号イまたはロ(=1年目)〕の人数で、年途中に帰国した者や、〔技能実習2号イまたはロ(2~3年目)〕に移行した者の数は含まない。

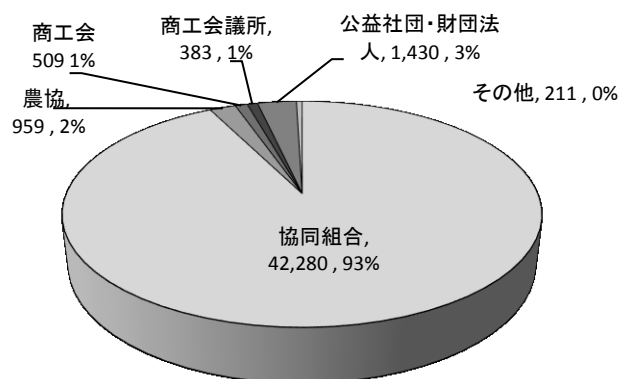
(2) 監理団体等の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	2,491	2,263
農協	557	636
商工会	34	21
商工会議所	40	25
公益社団・財団法人	162	82
(企業単独型)	8	14
合計	3,292	3,041

「協同組合」及び「農協」を通じて受入れられた実習生は、93%を占める。
特に「農協」は、全国では2%のシェアに限定されるのに対し、17%を占めているのが、本道の特徴である。



〔参考(全国)〕(※JITCO支援、団体監理型の場合)

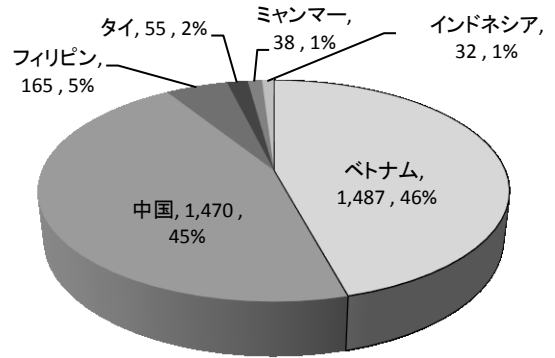


(出典: 2016年度版JITCO白書)

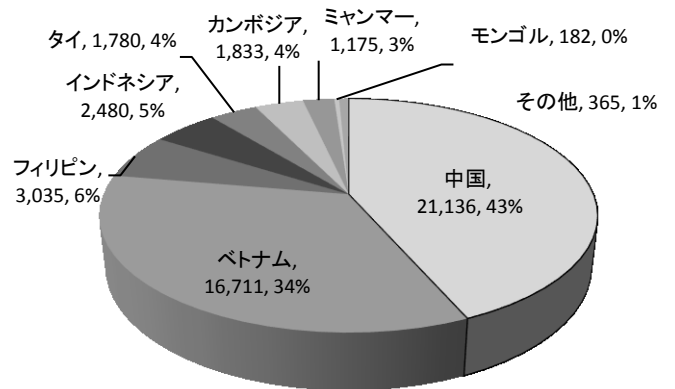
(3) 国籍別の受入数

	(人)	前年(参考値)
ベトナム	1,487	963
中国	1,470	1,857
フィリピン	165	112
タイ	55	67
ミャンマー	38	0
インドネシア	32	7
その他	45	35
合計	3,292	3,041

中国が1,470人と前年から21%減少。代わりにベトナムが1,487人と前年から54%増加したことから、シェアも45%と中国と並んだ。
 なお、全国では依然として中国からの受入比率が高い。



[参考(全国)]



(出典: 2016年度版JITCO白書)

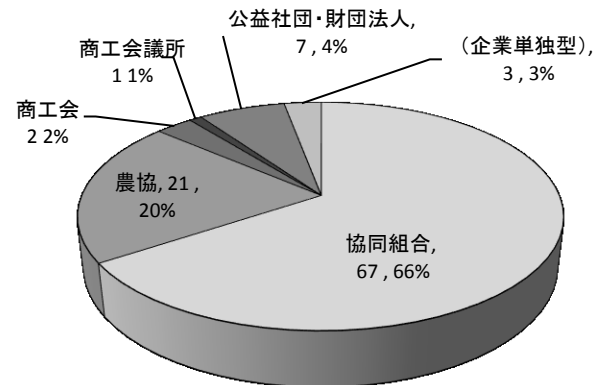
(4) 実習生 [技能実習1号イまたはロ (=1年目)] を受入れた監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	67	58
農協	21	22
商工会	3	2
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人	7	4
(企業単独型)	3	2
合計	102	89

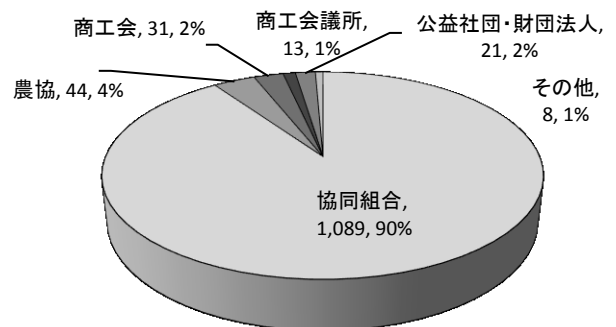
受入れを行っているという回答のあった全113団体等のうち、技能実習生[技能実習1号イまたはロ (=1年目)]の受入れを行っている団体監理型の監理団体及び企業単独型の企業は、102団体である。

このうち、種別としては、「協同組合」が67団体と最も多く、次いで「農協」が21団体となっている。

全国では、「農協」が4%と少数であるのに対し、本道では21%を占めていることが、特徴となっている。



[参考(全国)] (※団体数は延べ数)

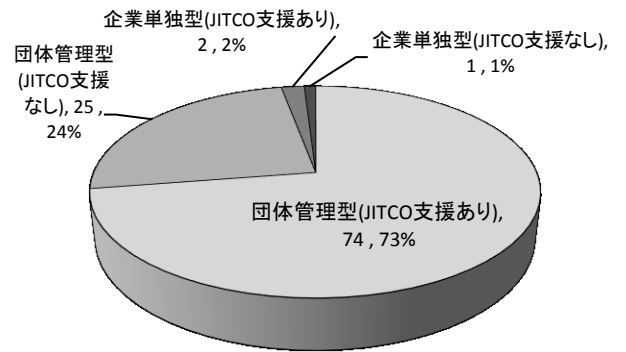


(出典: 2016年度版JITCO白書)

(5)実習生[技能実習1号イまたはロ(=1年目)]
の受入形態(JITCO支援の有無)

	(団体)	前年(参考値)
団体管理型(JITCO支援あり)	74	65
団体管理型(JITCO支援なし)	25	22
企業単独型(JITCO支援あり)	2	2
企業単独型(JITCO支援なし)	1	0
合計	102	89

受入れを行っている団体等の7割以上が、JITCOの支援を受けている。



3 外国人技能実習生[技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)]
の受入状況について

(1) 技能実習生(2、3年目)の受入数

年間受入数 (H28. 1. 1~12. 31)		前年(参考値)
2年目	2,114	1,807
3年目	1,511	1,364
合計	3,625	3,171

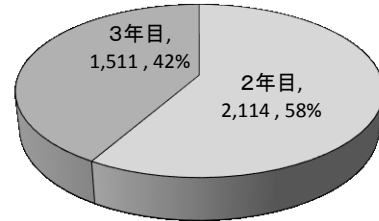
<参考>

12月31日時点の在籍数		前年(参考値)
2年目	1,975	1,575
3年目	1,074	978
合計	3,049	2,553

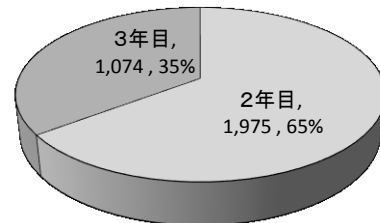
年間受入数は3,625人で前年比114%、454人の増加。また、12月31日時点の在籍数も19%増加した。

- ※ ここで言う技能実習生には、平成28年(1.1~12.31)に在留資格「技能実習2号イ及びロ」で受け入れた者が含まれる。
 - ※ 年間受入数は、平成28年1月1日から12月31日までの間に受入れた技能実習生の合計で、期間中に技能実習1号から2号に移行した者を「2年目」、実習期間が3年目に入った者を「3年目」とする。
- また、在籍数は、平成28年12月31日に在籍していた技能実習生の数で、年途中に帰国した者の数は含まない。

平成28年の年間受入数



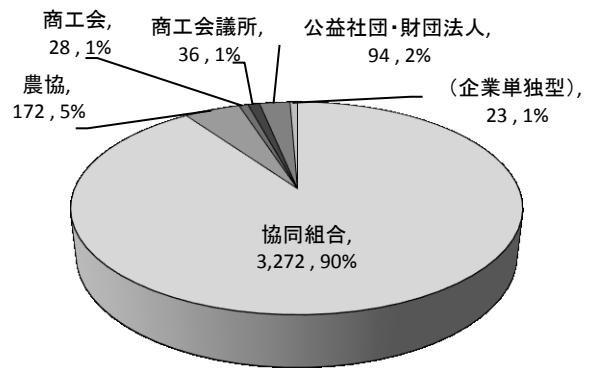
平成28年12月31日時点の在籍数



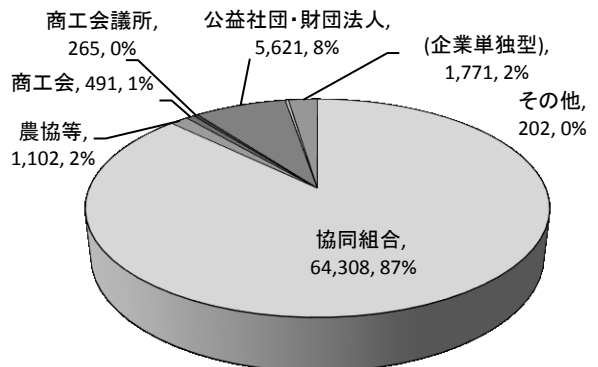
(2) 監理団体の種類別受入数

	(人)	前年(参考値)
協同組合	3,272	2,930
農協	172	166
商工会	28	7
商工会議所	36	28
公益社団・財団法人	94	21
(企業単独型)	23	19
合計	3,625	3,171

「協同組合」を通じた実習生の受入れが、90%を占めており、この傾向は、ほぼ全国と同様となっている。



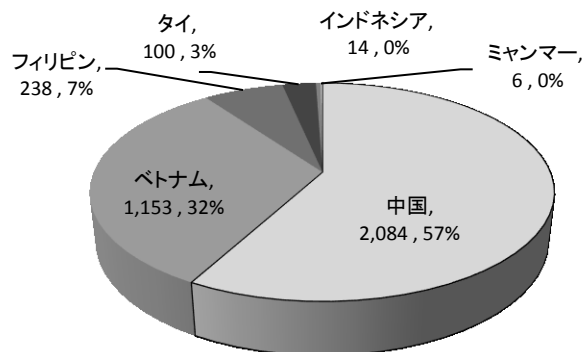
[参考(全国)]



(出典: 2016年度版JITCO白書)

(3) 国籍別の受入数

(人)	
中国	2,084
ベトナム	1,153
フィリピン	238
タイ	100
インドネシア	14
ミャンマー	6
その他	30
合 計	3,625

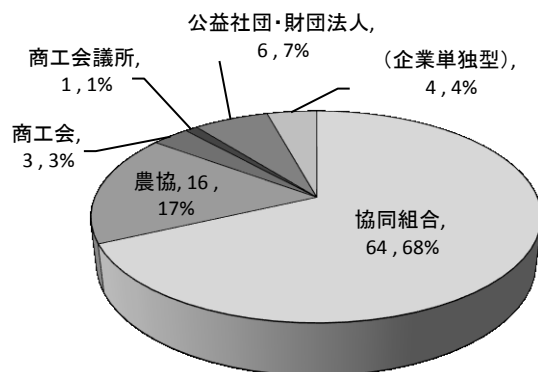


中国からの受入が2,084人で58%、ベトナムからの受入が1,153人で32%となっている。

技能実習1号(=1年目)と比べて中国の比率が高いのは、ベトナムからの受入が最近になって増加していることが原因と考えられる。

(4) 技能実習2号イまたはロ(=2、3年目)を受入れた
監理団体等の種別

	(団体)	前年(参考値)
協同組合	64	56
農協	16	17
商工会	3	2
商工会議所	1	1
公益社団・財団法人	6	2
(企業単独型)	4	2
合 計	94	80

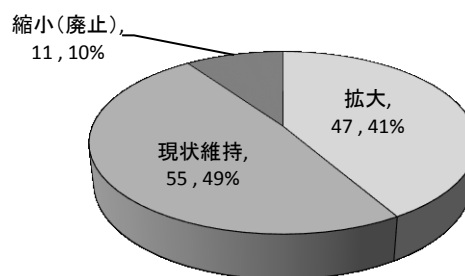


受入れを行っているという回答のあった113団体等のうち、技能実習生(2、3年目)の受入れを行っている監理団体及び企業単独型の企業は、94団体である。

「協同組合」が64団体と最も多く、次いで「農協」が16団体となっている。

4 今後の外国人技能実習生の受入予定について

	(機関)	(割合)
拡大	47	42%
現状維持	55	49%
縮小(廃止)	11	10%
合計	113	100%



受入れを行っている113団体等のうち、今後受入れを拡大したいと回答のあった団体は47団体となっている。
現状維持と合わせると90%を占めており、今後も受入数は増加が見込まれる。

○用語の解説

外国人技能実習制度

- 平成5年に創設された外国人研修・技能実習制度について、平成21年7月の入管法の一部改正により、研修生、技能実習生の法的保護、その法的地位の安定化を図るために制度の見直しが行われ、平成22年7月から新しい制度が施行された。

【新制度の特徴】

- ・技能実習生の行う活動内容により、入国後1年目の技能等を修得する活動と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動とに分けられ、対応する在留資格として「技能実習」が新設された。

区分	入国1年目	入国2年目・3年目
企業単独型	在留資格「技能実習1号イ」	在留資格「技能実習2号イ」
団体監理型	在留資格「技能実習1号ロ」	在留資格「技能実習2号ロ」

- ・技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約の下で技能実習を受けることとなり、労働関係法令により保護される。
- ・技能実習2号に移行できる職種は、74職種133作業。（平成28年5月31日現在）

- 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、平成29年11月1日から、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（技能実習法）が施行されることとなった。

【法律の概要】

□技能実習制度の適正化

- ・監理団体は許可制、実習実施者は届出制。技能実習計画は個々に認可制。
- ・主務大臣に代わって許認可など制度運営を行う「外国人技能実習機構」を創設。
- ・通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。

□技能実習制度の拡充

- ・優良な監理団体等に対して実習期間を最大5年間に延長。人数枠を倍増。

団体監理型

- ・受入れ団体がその構成員である企業等と協力して行う技能実習生の受入れ形態。
- ・受入れ団体を「監理団体」、企業等を「実習実施機関」と呼ぶ。
- ・監理団体として技能実習生を受入れることのできる団体としては、協同組合、商工会・商工会議所、農協、漁協などがあり、実習実施機関としては、その会員企業や農家などがある。
- ・また、監理団体の種類、規模に応じて実習実施機関での受入れ人数枠が設定されている。

企業単独型

- 海外の現地法人、合併企業などを通じて企業が単独で行う技能実習生の受入れ形態。

JITCO (ジツコ)

- 公益財団法人 国際研修協力機構。
- 外国人技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することを目的に、1991年に設立された、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の5省共管の公益法人。
- 東京の本部の他に全国に12カ所の駐在事務所を持ち、入管への申請取次ぎや受入れ機関等への巡回指導などの支援を行っている。